

事務処理誤り発生状況及び再発防止策実施状況（令和8年1月～3月）

番号	判明日	概要	実施済み再発防止策	対策完了日	所管課	問い合わせ先
1	令和8年3月16日	生活保護費返還金の領収書を窓あき封筒で対象者約50名に送付した際、1名分の書類を誤って別の対象者の封筒に同封して発送し、個人情報（氏名・住所・納付金額）が漏洩した。 ⇒対象者へ謝罪のうえ、誤って送付した領収書を回収した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発送前に、発送予定数と完成物の数量が一致していることを必ず確認する。領収書が複数ある場合は、ホチキス等でまとめ、鑑文と領収書を仕分けしてから封入を行う。</li> <li>・窓口や電話と離れた場所に作業スペースを確保し、作業に集中できる環境で実施する。</li> </ul>	令和8年3月30日	生活支援課	484-6133
2	令和7年4月14日	新規就農者向けの経営開始資金について、一定の要件を満たすことで最長3年間（年額225万円）の給付を受けられるが、対象者の申請要件から判断すると2年間の給付期間となるものを、担当者の判断により3年間給付が受けられるものとして、対象者への説明及び通知を行った。その後、要件を再確認したところ、2年間分の給付しか受けられないことが判明した。 ⇒対象者へ経緯を説明し、謝罪を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主担当・副担当による複数人での確認体制を徹底し、定期的なジョブローテーションにより業務知識の共有を図る。</li> <li>・事務の進捗や状況を可視化し、上司への報告・相談、記録の徹底により、組織的なプロセス管理を行う。</li> </ul>	令和7年12月26日	農政課	484-6142
3	令和8年1月26日	環境保全型農業直接支払交付金の交付事務において、担当者が交付金の対象となる圃場について対象者に電話確認した際、昨年度と変更がない旨の回答を得たものの、本人への最終確認を行わないまま県へ手続きを行った結果、対象者が新たに利用権を設定し有機農業を実施していた田が申請から漏れてしまった。 ⇒対象者へ経緯を説明し、謝罪を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類については、県へ提出する前に、必ず本人への内容確認を行う運用とする。具体的には、書類一式を農業者へ送付または窓口で提示し、内容について確認および了承を得た上で、署名を受けてから提出する。</li> </ul>	令和8年4月21日	農政課	484-6142
4	令和8年3月26日	市がシルバー人材センターに委託している公園施設の開閉等管理業務について、受注者から受領した請求書の処理が行われず、令和7年4月から12月分（3期分・11,567,952円）の委託料が未払いとなっていた。受注者からの複数回の催促を受け、3月中旬に完了検査は実施したものの、その後も支払手続きが行われず、3月末に改めて受注者から関係課へ要請があるまで支払事務が遅延した。 ⇒受注者に対し経緯を説明の上、謝罪を行った。また、年度内に未払い金の振込を完了した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払い手続きなどの未処理案件を見落とさないよう、机上に専用箱を設置するなど、担当者が処理途中の書類を一目で確認できる仕組みとする。</li> <li>・金額が大きい支払案件については、班長が支払い状況等の進捗管理を行う。</li> </ul>	令和8年4月17日	公園緑地課	484-6165